

農地法第3条第2項第5号括弧書きの別段の面積については、下記のとおり決定する。

三田市全域に適用	
現行下限面積	改訂後の面積
30 a	30 a

農業委員会が別途公示する 特定の地番の農地
改定後の面積
1 m ²

理由：現行の下限面積30a(従前50a)は、兵庫県知事より平成19年4月1日に面積基準が示され、その後、平成21年12月の改正農地法施行後は毎年度委員会でその面積の見直しの検討を行うものとなっている。
(平成21年1月23日農林水産省通知「農業委員会の適正な事務実施について」)

見直しについては、農地法30条の規定に基づく利用状況調査の結果等に基づき検討するものとされているが、変更する特別な理由はなく、また一般的に定着していることから同面積とする。

参考：遊休農地の推移				
年 度	H29	H30	R1	R2
面 積	226,076 m ²	350,101 m ²	280,089 m ²	317,884 m ²
農地率	1.01%	1.56%	1.25%	1.42%

また、平成29年10月20日第7回定例総会にて決定した「空き家に付属する農地の取扱い要領」に基づき、別段面積及び区域設定が必要と農業委員会が判断した特定の地番の農地については、その都度公示するものとする。

※市内農地面積は県「利用状況調査の実施状況調査」中「管内農地面積(農地台帳出力面積)」とする。

令和3年3月22日

三田市農業委員会
会長 中島 稔彦